

## 申請・届出様式が変わります！

平成28年1月からマイナンバー制度が開始されましたが、それに伴い加入申請書及び喪失届出書が新しい様式に変更となりました。

平成28年11月1日以降の加入者及び喪失者につきましては新しい様式での申請・届出となります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



### 提出書類について

平成29年1月から6月に国が実施する情報提供ネットワークシステム（番号法第2条）による情報連携テストに向けた準備及び今後の手続きのため、平成28年11月から様式にマイナンバーの記入をお願いします。

#### 加入時

① 加入申請書 ② 住民票 ③ 本人確認書類（加入申請書の別紙参照）

※住民票は平成29年6月まで添付が必要ですが、平成29年7月以降は情報連携が開始されるため添付は不要となる予定です。

#### 喪失時

① 喪失届出書 ② 被保険者証・高齢受給者証・限度額認定証

③ 本人確認書類（喪失届出書の別紙参照）

※高齢受給者証は70～74歳までの方・限度額認定証は発効者のみ添付をお願いします。



### 本人確認について

#### ～本人確認とは？～

マイナンバーが記入された申請・届出を受け付ける際に正しい番号であることの「番号確認」と当該手続きを行っている者が正しい番号の持主であることの「身元確認」を行う必要があります。

「番号確認」＋「身元確認」＝「本人確認」となります。

#### ～本人確認作業を行うのは誰？～

本人確認の実施者は以下のとおりとなります。

	番号確認実施者	身元確認実施者
事業主の加入・喪失時	当組合	当組合
事業主以外の組合員の加入・喪失時	当組合	事業主
家族の加入・喪失時	当組合	組合員

※当組合の規約上、加入及び喪失の手続きに関しては事業主を通して行う必要があります。

手続きの際は組合員が事業主に委任、事業主が受任し事業主が事務手続きの「取次者」となる必要があります。

※事業主以外の組合員は上記「委任・受任」契約を申請書・届出書で結んだことにより身元確認書類の添付を省略することができます。また、組合員の家族は組合員が身元確認をしたとみなされるため身元確認書類の添付を省略することができます。



## マイナンバーの利用方法と利用目的について

### 利用目的

当組合では、収集したマイナンバーを番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」に基づいて被保険者資格の適用、保険給付業務でのみ利用します。

### 利用方法

情報提供ネットワークシステム（番号法 第2条）による情報連携テスト完了後、平成29年7月以降に以下の申請について利用します。

- ① 加入時や住所変更等の際の住民票情報の照会。
- ② 高齢受給者証の発効や更新、高額療養費、限度額認定証発効の際の所得情報の照会。



## 特定個人情報（個人情報＋マイナンバー）は 安心・安全な仕組みで保護します。

特定個人情報は、次のように安心・安全な仕組みで保護されます。

### システム面

- ① 特定個人情報は法律で定められている目的以外での利用と収集は行いません。
- ② 国が設置する第三者委員会「特定個人情報保護委員会」に監視・監督を受けます。
- ③ 今後ご自身で情報提供記録がどのように行われているかを確認できるようになる予定です。（マイナ・ポータル利用）

### 制度面

- ① マイナンバーでひも付けられる個人情報は、各機関（税務署や市区町村等）でそれぞれ別々に保有することで情報漏えいのリスクを軽減させます。
- ② マイナンバーを利用して各機関へ情報照会を行う際の通信も外部からの侵入を防ぐ対策（通信の暗号化等）を行います。
- ③ 組合内でも特定個人情報を取り扱える職員を限定し、情報漏えいの防止に努めます。

## 申請・届出の際の注意！！

マイナンバー記載の書類を提出する際は、個人情報保護の観点から**必ず配達記録の残る書留等**で送付してください。

●●● マイナンバー制度の概要についてのお問合せ先 ●●●

マイナンバー社会保障・税番号制度：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●●● マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 ●●●

組合のマイナンバー制度への対応は、順次国保だよりや Web サイト等で広報しています。ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

関東信越税理士国民健康保険組合 事務局

TEL：048-631-2211  
担当：資格係・給付係

